

令和2年第4回由利本荘市議会定例会（12月）会議録

令和2年12月18日（金曜日）

議事日程第5号

令和2年12月18日（金曜日）午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第197号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第172号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

第5. 議案第173号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第174号 由利本荘市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第175号 由利本荘市本荘福祉センター条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第176号 由利本荘市保健センター条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第177号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第178号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第179号 由利本荘市立学校設置条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第180号 由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第181号 由利本荘市農業担い手センター条例を廃止する条例案

第14. 議案第182号 由利本荘市道路線の認定について

第15. 議案第183号 公の施設の指定管理者の指定について

第16. 議案第184号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第17. 議案第185号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第18. 議案第186号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

第19. 議案第188号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第19号）

第20. 議案第189号 令和2年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第21. 議案第190号 令和2年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第3号）

第22. 議案第191号 令和2年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第3号）

第23. 議案第192号 令和2年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第3号）

第24. 議案第194号 令和2年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第4号）

第25. 議案第195号 令和2年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）

第26. 議案第196号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第20号）

第27. 議案第197号 令和2年度由利本荘市一般会計補正予算（第21号）

第28. 請願第3号 市道新荘軽井沢線中「下沢内地内」の災害危険防止対策として

の道路改良工事についての請願

- 第29. 陳情第 7号 国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書提出についての陳情
- 第30. 陳情第 8号 新型コロナ対策を強化し安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める意見書提出についての陳情
- 第31. 陳情第 9号 新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書提出についての陳情
- 第32. 陳情第 11号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情
- 第33. 継続審査中の陳情第2号 公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情
- 第34. 第三セクターに係る調査特別委員会報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第34までは議事日程第5号のとおり

第35. 議員の辞職許可

第36. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第5号及び委員会発案第6号 2件

第37. 委員会発案第5号 国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書の提出について

第38. 委員会発案第6号 新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書の提出について

出席議員（25人）

1番	阿部十全	2番	岡見善人	3番	正木修一
4番	伊藤岩夫	5番	今野英元	6番	佐々木隆一
8番	佐々木茂	9番	三浦晃	10番	高野吉孝
11番	佐藤義之	12番	小松浩一	13番	伊藤順男
14番	長沼久利	15番	吉田朋子	16番	佐藤健司
17番	佐々木慶治	18番	渡部功	19番	大関嘉一
20番	佐藤勇	21番	湊貴信	22番	伊藤文治
23番	高橋和子	24番	高橋信雄	25番	渡部聖一
26番	三浦秀雄				

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市	長	長谷部誠	副市	長	阿部太津夫	
副市	長	九嶋敏明	教	育	長	秋山正毅

企業管理者	藤原秀一	総務部長	小川裕之
企画調整部長	三森隆	市民生活部長	茂木鉄也
健康福祉部長	池田克子	農林水産部長	保科政幸
商工観光部長	畑中功	建設部長	須藤浩和
まるごと営業部長	今野政幸	教育次長	武田公明
消防長	佐藤剛		

議会事務局職員出席者

局長	佐々木弘喜	次長	阿部徹
書記	高橋清樹	書記	古戸利幸
書記	松山直也	書記	成田透

午前10時00分開議

○議長（三浦秀雄君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は25名であります。出席議員は定足数に達しております。

この際、お諮りいたします。本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開催し、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。それでは、本日の議事に入ります。

○議長（三浦秀雄君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第197号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は補正予算1件であります。

議案第197号一般会計補正予算（第21号）であります。総務費では、大の道町内会の集会施設整備費に対し助成するコミュニティ活動促進費を追加、民生費では、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費を追加、衛生費では、ウェーブ岩城の真空式温水機部品交換修繕費を追加いたします。

この財源といたしましては、国庫支出金及び諸収入を増額するとともに、一般財源分を地方交付税で対応し、4,048万5,000円を追加、補正後の予算総額を581億9,234万6,000円にしようとするものであります。

以上が、本日追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第197号に対する質疑の通告は、休憩中に議会議務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

.....

午前10時03分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加提出されました議案第197号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（三浦秀雄君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、追加提出議案の審査に係る委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

.....

午前10時50分 再 開

○議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦秀雄君） 日程第3、これより、議案第172号から議案第186号まで、議案第188号から議案第192号まで、議案第194号から議案第197号までの24件並びに請願第3号、陳情第7号から陳情第9号まで、陳情第11号及び継続審査中の陳情第2号の5件の計30件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってから、これを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。17番佐々木慶治君。

【総務常任委員長（佐々木慶治君）登壇】

○総務常任委員長（佐々木慶治君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例関係3件、補正予算4件の計7件であります。

初めに、条例関係であります。

議案第172号税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案であります。これは、本年6月定例会において議決いたしました税条例の一部改正において、まだ施行期日が到来していない新型コロナウイルス感染症等に対応する特例のうち、寄附金控除の対象を指定する条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第174号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る

固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第178号火災予防条例の一部を改正する条例案の2件についてであります。これらはいずれも、上位法の関係省令の一部改正に伴い、条文を整理するため条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、3件の条例一部改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

議案第188号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、9款、10款、14款、16款、18款、20款及び21款、歳出では、1款、2款、9款及び12款並びに債務負担行為及び地方債であります。

まず、歳入についてであります。1款市税では、宅地価格の下落傾向の鈍化や、企業の資産新規取得が好調なことを受け、固定資産税1億8,000万円の増額を見込み、9款地方特例交付金では、収入額の確定により減収補てん特例交付金を2,373万4,000円増額、10款地方交付税では、歳出に係る一般財源分として普通交付税を増額、14款国庫支出金では、特別定額給付金の事務・事業費確定により補助金を減額し、16款財産収入では、鳥海地域、旧直根保育園の土地建物貸付収入、東由利地域の分譲宅地売払収入及び各地域の分収林立木売払収入を追加、18款繰入金では、寄附金の増に伴いふるさとさくら基金繰入金を増額、また、新型コロナ交付金の財源更正に伴い財政調整基金繰入金を減額し、20款諸収入では、山岳遭難者捜索活動に係る家族負担分を措置し、21款市債では、予定事業の中止に伴い地域づくり推進事業債を減額しようとするものが、主な内容であります。

次に、歳出についてであります。1款議会費、2款総務費、9款消防費においては、今定例会初日に議決いたしました条例改正に伴う議員、特別職及び一般職の期末手当をそれぞれ減額しようとするほか、2款総務費では、矢島地域の統一条件財産処分に係る配当金、市内各所での道路工事等に伴う光ファイバ伝送路の移転修繕に要する経費を追加、また、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小、あるいは中止となった各所管の事業費及び特別定額給付金の支給事務が終了したことに伴う事業費を減額しようとするものが、主な内容であります。12款公債費では、長期債の元利均等償還分の利率見直しにより、利子が下がったことに伴い元金を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為補正につきましては、議会だより及び広報ゆりほんじょう、それぞれについて、令和3年4月からの印刷製本業務の執行に当たり、指名競争入札に係る期間を確保するため、令和2年度から3年度までの2か年について、新たに追加しようとするものであります。また、地方債補正につきましては、地域づくり推進事業、道路改良事業、除雪機械整備事業及び清掃施設災害復旧事業について、各充当事業の確定に伴い、起債限度額をそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、議案第191号情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、前年度繰越金及び施設等移転補償費などの雑入の増額と一般会計繰入金の減額であり、歳出では、県道の支障移転等に係る修繕料及び伝送路設備保守管理委託料などの増額が主なもので、歳入歳出それぞれ2,547万4,000円を追加し、補正後の予算総額を5億1,998万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第196号一般会計補正予算（第20号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款地方交付税で、これは、歳出4款に係る一般財源分として、普通交付税を10万円増額しようとするものであります。

次に、議案第197号一般会計補正予算（第21号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入10款及び20款、歳出2款であります。

先に、歳出2款総務費から申し上げますが、大の道町内会集会施設へのエアコン設置に係る補助金130万円を追加し、その財源として、歳入20款諸収入に、コミュニティ助成事業助成金を同額措置しようとするものであります。

なお、歳入10款地方交付税につきましては、歳出4款に係る一般財源分として、普通交付税を170万円増額しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、このたびの歳入補正には、分譲宅地の売却、土地建物の貸付による収入が計上されましたが、まとめの際の委員間討議において、分譲宅地の販売促進には何が必要か、どんな方策が有効かについて、当局においては、さらに研究を深めていただきたい、普通財産の建物については、維持または解体に要する経費も総合的に勘案しながら、貸付なども含め有効に活用すべきだとの意見が各委員から述べられましたことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。12番小松浩一君。

【教育民生常任委員長（小松浩一君）登壇】

○教育民生常任委員長（小松浩一君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託されました案件を加えて、条例改正案5件、補正予算案5件、陳情4件及び継続審査中の陳情1件の計15件であります。

審査結果につきましては、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例改正案であります。

議案第173号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。これは、地方税法の一部改正により、負担軽減措置の適用に不利益が生じないように、所得基準の判定に当たって調整を行うものであり、施行日を令和3年1月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第175号本荘福祉センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、地域包括支援センターが本荘福祉センター内へ移転することに伴い、貸室の規定を改めるものであり、施行日を令和3年1月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第176号保健センター条例の一部を改正する条例案であります。これは、矢島、由利、大内、西目及び鳥海保健センターの用途廃止に伴い、名称及び位置の

規定を改めるものであり、施行日を令和3年4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第179号市立学校設置条例の一部を改正する条例案であります。これは、小友小学校と石沢小学校が令和3年4月に統合することに伴い、石沢小学校を閉校するため、施行日を令和3年4月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第180号都市公園条例の一部を改正する条例案であります。これは、西目カントリーパークサッカー場の人工芝化改修整備に伴い、使用区分及び使用料の額を改めるものであり、施行日を令和3年3月1日として条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました5件の条例改正案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案についてであります。

議案第188号一般会計補正予算（第19号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、13款から16款、20款及び21款、歳出では、2款から4款、7款、10款及び11款であります。

歳入の主なものであります。13款使用料及び手数料では、鶴舞会館改修工事事務所の貸室利用に伴う社会福祉施設使用料の追加、14款国庫支出金では、社会福祉費負担金及び児童福祉費負担金の追加、15款県支出金では、コロナウイルス感染症拡大の影響による、英語授業改善委託事業の中止に伴う小学校費委託金の減額であります。16款財産収入では、鉄プレス、紙類の物品売払収入の減額、20款諸収入では、各種行事等の中止に伴う雑入の減額、21款市債では、清掃施設災害復旧事業債の追加であります。

歳出の主なものであります。2款総務費3項戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付申請件数の増加見込みに伴う経費の追加、3款民生費では、障がい者総合支援費及び保育所入所措置事業費の追加であります。4款衛生費では、矢島鳥海サテライトセンター管理費の追加、7款商工費では、社会保険料改定による消費者保護対策事業費の増額であります。10款教育費では、オンラインによる家庭での学習環境整備のため、必要に応じて通信環境のない家庭に、Wi-Fiルーターを貸与するための備品購入費及び中学校教科書改訂に伴う教師用教科書等の購入費並びに鳥海山木のおもちゃ美術館の屋外に設置する遊具の製作や、春休み期間中に放送予定のテレビコマーシャルの制作に係る委託料の追加であります。11款災害復旧費では、7月27日の大雨被害による本荘一般廃棄物最終処分場の災害復旧工事費を追加するものであります。

次に、議案第189号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では一般会計繰入金金の追加、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の追加が主なもので、歳入歳出それぞれ1,265万6,000円を追加し、総額を9億158万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第190号診療所運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では一般会計繰入金金の減額、歳出では鳥海地域3診療所に係る運営費の減額であり、歳入歳出それぞれ20万7,000円を減額し、総額を2億1,297万円にしようとするものであります。

次に、議案第196号一般会計補正予算（第20号）であります。当常任委員会に審査付託になりました歳出4款衛生費では、市外の火葬場を利用した市民に交付する火葬補助金の申請件数増加に伴い、補助金を追加するものであります。

次に、本日追加提案されました議案第197号一般会計補正予算（第21号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、歳出3款及び4款であります。

歳入14款国庫支出金では、コロナウイルス感染症の影響により、子育てに係る負担の増加や収入の減少など、依然として厳しい状況にある独り親世帯への給付金再支給に当たり、その歳出に係る財源分として国庫補助金を追加するものであります。

歳出3款民生費では、ただいま申し上げました、ひとり親世帯臨時特別給付事業の実施に伴う経費の追加、4款衛生費では、ウェーブ岩城の暖房設備の修繕に伴う経費を追加するものであります。

以上、御報告申し上げます5件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げますが、それぞれ陳情者から提出された資料を参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど慎重に審査したものであります。

陳情第7号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。この陳情は、感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療・介護の財源確保や人員増員などについて、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであり、その陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第8号新型コロナ対策を強化し安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める意見書提出についての陳情についてであります。この陳情は、介護従事者の処遇や介護保険制度の改善について、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。審査の過程において、全額公費負担での介護従事者の給与水準の引上げなどが、結果的に介護保険料の引上げにつながる可能性もあるとの意見があったものの、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第9号新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書提出についての陳情についてであります。この陳情は、現在の地域医療構想を感染症病床対策なども考慮し見直すことについて、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであり、その陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情についてであります。この陳情は、地方たばこ税を活用し、公共喫煙場所の増設など、分煙環境の整備を市に求めるものであります。審査の過程において、社会的にも敷地内もしくは屋内禁煙など受動喫煙対策が進められている中、喫煙場所の増設は困難であり、不採択とすべきとの討論があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の陳情第2号公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条

例制定に反対する意見書提出についての陳情ではありますが、審査の過程において、県の検討状況を注視し継続して審査してきたが、検討中である状況に変わりはなく、現場から要請の声も特になく、不採択とすべきとの討論があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番高橋信雄君。

【産業経済常任委員長（高橋信雄君）登壇】

○産業経済常任委員長（高橋信雄君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、条例案2件、指定管理者の指定関係4件及び補正予算案2件の計8件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、条例案であります。議案第177号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案では、由利地域の田代集落センター、大内地域の小羽広生活改善センター及び朴沢集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第181号農業担い手センター条例を廃止する条例案では、由利地域の屋敷集落担い手センターの用途廃止に伴い条例を廃止しようとするものであります。

なお、この2件の条例案に係る各施設は、町内会への譲渡を予定するものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例案は、いずれも令和3年4月1日を施行日とするものであります。原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、指定管理者の指定関係であります。議案第183号公の施設の指定管理者の指定については、鳥海高原の簡易宿泊施設コテージに係る管理について、今年度末で指定期間が満了となることにより、選定委員会での審査結果に基づき、株式会社鳥海高原ユースパークを指定管理者として、令和3年4月1日から4か年指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第184号及び議案第186号の公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、さきに御報告申し上げました、議案第177号及び議案第181号の条例案における由利地域、田代集落センターほか3施設について、現在の指定管理者である町内会へ譲渡するに当たり、指定管理者の指定期間を短縮しようとするものであります。

次に、議案第185号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、株式会社ほっといん鳥海が指定管理者となっている鳥海そば等加工提供施設をはじめとする5施設について、指定管理者の指定の期間を1年延長し、令和4年3月31日まで変更しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の指定管理者の指定の期間の変更については、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算案であります。

議案第188号一般会計補正予算（第19号）において、当委員会が審査いたしましたの

は、歳入13から17、20の各款及び歳出2款、5から7款並びに債務負担行為であります
が、主な内容を御報告申し上げます。

歳入13款使用料及び手数料では、農道占用料の追加、14款国庫支出金では、地方創生
推進交付金の減額、15款県支出金では、元気な中山間農業応援事業費などの農業費補助
金の減額であります。16款財産収入では、市有林間伐材等売払収入の減額、17款寄附金
では、ふるさとさくら基金費寄附金の追加、20款諸収入では、市有林伐採補償費の追加
であります。

歳出2款総務費では、ふるさと納税の増加によるふるさとさくら基金積立金の追加、
5款労働費では、職員人件費の追加、6款農林水産業費では、農業夢プラン事業費など
の補助金の減額であります。7款商工費では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事
態宣言に伴い、第三セクター及び指定管理者等に対し市が休業を要請した期間の減益分
を補填する補償補填費の精算による減額であります。

債務負担行為では限度額を、トップリーグ公式戦開催地負担金として200万円、サテ
ライトオフィス家賃補助金として144万円、東北デスティネーションキャンペーン関連
事業において300万円、また、省エネルギーサービス業務委託料において4,730万円とし
て追加しようとするものであります。

最後に、議案第196号一般会計補正予算（第20号）であります。当委員会が審査い
たしましたのは、歳入15款県支出金及び歳出6款農林水産業費であり、これは、7月27
日からの大雨により被災した農地・農業用施設の復旧事業に対して、県単独事業として
行う農地・農業用施設小災害支援事業費補助金をそれぞれ追加しようとするものであり
ます。

以上、御報告申し上げます。2件の補正予算案は、原案を可決すべきものと決定した
次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。15番吉田朋子さん。

【建設常任委員長（吉田朋子君）登壇】

○建設常任委員長（吉田朋子君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日付託分を除
き、補正予算4件、請願1件及びその他1件の計6件であります。

審査の結果につきましては、報告書のとおりであります。経過と概要について御報
告申し上げます。

初めに、議案第182号市道路線の認定についてであります。これは本荘地域の開発
行為及び本荘工業団地内の市道整備に伴い、田尻野33号線ほか1路線を新たに認定しよ
うとするものであります。

続いて、補正予算であります。

初めに、議案第188号一般会計補正予算（第19号）であります。当委員会に審査付
託になりましたのは、歳入で14及び21款、歳出で8及び11款であります。

歳入では、交付額の決定などにより、14款国庫支出金で、社会資本整備総合交付金を
減額し、21款市債で、除雪機械整備事業債を減額、道路改良事業債を追加するもので
あります。

歳出では、人事院勧告に伴う職員人件費の減額以外の主なものとして、8款土木費2項道路橋梁費で、事業費の確定による組み替えを行うほか、5項都市計画費では、用途地域見直し検討及び図書作成業務委託に係る委託料の追加や下水道事業繰出金の組み替え、同じく、6項住宅費では、市営住宅等の修繕料などを追加するものであります。また、11款災害復旧費では、鳥海地域の二又沢川に係る農地等復旧費用の追加であります。

加えて、債務負担行為では、市道百宅線付替道路事業において、令和2年度から令和9年度まで、限度額を23億円として設定するものであります。

次に、企業会計であります。人事院勧告に伴う職員人件費の減額が主なものでありますが、それ以外のものについて御報告申し上げます。

議案第192号水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的収入では、一般会計補助金の予定額を4万円追加し、総額を27億3,866万6,000円に、同じく支出では、今後の緊急対応のために修繕費などの予定額を744万2,000円追加し、総額を24億3,804万7,000円にしようとするものであります。また、資本的支出では、予定額を2万5,000円減額し、総額を29億404万円にしようとするものであります。

加えて、補填財源の減債積立金を減額するものであります。

次に、議案第194号下水道事業会計補正予算（第4号）であります。業務の予定量では、下水道施設整備工事及び管路工事業費において、川辺・木在地区農業集落排水施設機能強化対策工事に関連して、予定量を1億5,220万円追加し、収益的収入では、一般会計補助金の予定額などを374万2,000円追加し、総額を34億7,216万4,000円に、同じく支出では、今後の緊急対応のために修繕費などの予定額を追加し、総額を35億8,331万3,000円にしようとするものであります。

また、川辺・木在地区機能強化事業対応分などとして、資本的収入では、予定額を1億5,125万8,000円追加し、総額を30億7,985万6,000円に、同じく支出では、予定額を1億5,703万円追加し、総額を39億3,762万7,000円にしようとするものであります。

加えて、補填財源の引継資金を追加、当年度分損益勘定留保資金を減額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を追加するものであります。

また、特例的収入及び支出では、金額の確定により、未収金を追加、未払金を減額し、企業債においては、下水道施設整備事業債の限度額を7万7,500円追加するものであります。

次に、議案第195号ガス事業会計補正予算（第3号）であります。実績見込みなどにより、収益的収入では、長期前受金戻入の予定額を350万円追加し、総額を12億563万7,000円に、同じく支出では、営業費用の予定額を1,572万8,000円追加し、総額を10億7,238万5,000円にしようとするものであります。

また、資本的支出では、本支管敷設費の予定額を1万6,000円追加し、総額を4億7,160万4,000円にしようとするものであります。

加えて、補填財源の当年度分損益勘定留保資金などを追加するものであります。

以上、御報告申し上げます。5件の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願第3号市道新莊軽井沢線中「下沢内地内」の災害危険防止対策としての

道路改良工事についての請願であります。これは、市に対して、矢島地域の新莊字下沢内地内における災害危険防止対策工事を求める請願であります。審査に際しては、現地へ赴き、実際の現場を確認するなどして、慎重に審査いたしました。

現地では、路線変更も含め、いろいろな角度から検討を行っている旨の説明を受け、その後の討論の際には、地域住民の不安を取り除くためにも採択すべきである、気持ちは十分に理解できるものの、地域の要望については、これまでと同様、市全体の中でバランスを取りながら、優先順位をつけて対応していくべきではないか、公平性を考えつつも、地域要望へは最大限の配慮をする必要がある、これまでの経緯を踏まえると採択すべきと思うが、市に対する要望は他地域でも様々出されている中において、全体の調整を図って進めるべきである。当該地域は昨年度まで4世帯が暮らしており、現在も3世帯の生活圈道路となっていることは承知しているが、不採択とするのもやむを得ないといった意見が出され、この請願につきましては、採決の結果、可否同数のため委員長裁決により、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略、または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（三浦秀雄君） 日程第4、議案第172号税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第172号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第5、議案第173号国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第173号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第6、議案第174号地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第174号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第7、議案第175号本荘福祉センター条例の一部を改正する条例案及び日程第8、議案第176号保健センター条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。
採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第175号及び議案第176号の

2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第9、議案第177号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第177号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第10、議案第178号火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第178号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第11、議案第179号市立学校設置条例の一部を改正する条例案及び日程第12、議案第180号都市公園条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第179号及び議案第180号の2件は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第13、議案第181号農業担い手センター条例を廃止する条例案を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第181号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第14、議案第182号市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第182号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（三浦秀雄君） 日程第15、議案第183号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第183号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第16、議案第184号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてから、日程第18、議案第186号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第184号から議案第186号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第19、議案第188号一般会計補正予算（第19号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第188号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第20、議案第189号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第21、議案第190号診療所運営特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。委員長報告に

対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第189号及び議案第190号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第22、議案第191号情報センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第191号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第23、議案第192号水道事業会計補正予算（第3号）から日程第25、議案第195号ガス事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第192号、議案第194号及び議案第195号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第26、議案第196号一般会計補正予算（第20号）を議題といたします。

総務、教育民生及び産業経済の各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第196号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第27、議案第197号一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

総務及び教育民生の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第197号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第28、請願第3号市道新莊軽井沢線中「下沢内地内」の災害危険防止対策としての道路改良工事についての請願を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、20番佐藤勇君。

【20番（佐藤勇君）登壇】

○20番（佐藤勇君） 20番佐藤勇であります。

この季節になりますと決まって車道への雪崩、倒木や雪害に不安視しながら過ごさねばならない地域住民の思いを胸に私は真摯な気持ちで、請願第3号市道新莊軽井沢線中

「下沢内地内」の災害危険防止対策としての道路改良工事についての請願について賛成の立場で討論を行います。

現行憲法が請願権を侵すことのできない国民のための基本的人権として憲法第16条で保障するとともに一般法で請願法を制定しております。

平穩に請願する権利を有し、何人も、係る請願をしたために、いかなる差別、待遇も受けないとしております。

また地方自治法第124条においても同様で、市民からの政策提案という位置づけでもあり、国民・市民の基本的人権として憲法や地方自治法が保障しているものであります。

委員長報告は、不採択としておりますが、不採択の意味合いとしては、一般的には、この請願希望は実現性に乏しい、あるいは願意に沿えないなどの理由の場合には不採択と決すとなっております。建設常任委員会が本当にそう判断されたということは誠に遺憾であると言わざるを得ません。

市当局側の責任においてなすべきとの内容は老婆心的に見られますが、肝心の委員会審査の中身が分かりません。三、四戸数の点在であります。この方だけが利用するものではありません。

平成20年度からこれまで、再三再四にわたる地域要望への回答も、次期総合計画に組み入れるよう検討することや新創造ビジョンに登載し路線変更も含め検討していくなどの回答はいただいておりますが、一向に進まない、進展が見られないことから議会に要望いたしたものと思います。

不採択ということは、これまで市が対応してきたこと、努力をないがしろにするものであり、むしろ議会がそれを後押しするのが所管委員会の責務ではないでしょうか。別添の資料も添付し、これまでの要望履歴をも参考に提出しておりましたので、紹介者としての趣旨説明の機会もなく、またその要請もありませんでした。

せめて採択に至らないまでも継続審査として、その期間中に、よりよい方向策を見いだしていただけるものと思っておりましたが不採択であったことは心外でありました。

由利本荘市議会の理念として言葉ではうたっておりますが、仕組みについて、ネット上には、市議会は住民を代表する機関として、住民自治の理念に基づいて、市長、執行機関と対等な立場で相互のコントロールにより公正な行政運営に努めていきますとあります。

住民の安心・安全な生活を守るということを最も基本とする地方自治を根幹とするならば、あまりにも安易な採決と言わざるを得ません。大事業ではなくても全体で共有し、願意に応えようとする意志が感じられません。これは駄目、あれも駄目、制限をかけるような議会の行為は、市民の純粋な要望や希望を抹殺しかねない最も危険なことではないかと思うものであります。本末転倒であります。

市街部の速やかな歩道設置や築年、幾らも経ていない大型歩道が事情があるにせよいつの間にか一瞬にして大がかりな改修撤去作業が行われ、新設されるだろうことを目の当たりにしまして、周辺地域の僅か2メートル前後の路肩拡幅・災害危険防止対策工事としての道路補強などについては、建設的な話し合いがなされたのか疑問視するところであり、所管委員会に対し残念に思うものであります。

一般的な市議会の基本理念として、地方分権の推進に伴い、議会に対する市民の関心と期待が高まる中、市民の負託と信頼に応えるということなど議会の役割はますます拡大しております。

このような中、市民に分かりやすく、参加しやすい議会の実現や公正・公平、そして透明な議会運営はもとより、議員の資質向上とともに、監視機能の強化や市民目線に立った政策立案、提言など議会の機能強化が求められていると思います。

今後も議会としては、市民の声を市政に反映させるべく、二元代表制を十二分に機能させ、市民の代表としてその一翼を担う議会が広く市民の意見や要望などを把握し、大局的な視点から、議員同士が大いに議論を行うことによって、合意形成を図り、団体意思決定機関としての機能を最大限に発揮して、市民福祉の向上と市政の発展に取り組んでいく責務があります。

こうした観点から、本市議会といたしましても、二元代表制の下、市民の代表として、その負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定、行動する議会を目指すを基本としているのであります。

よって、市民の負託を受けた議員として、公正・公平な判断を全うするべく議員個々の度量のある幅広い崇高な見識を持って、満場の御賛同を賜りますよう切にお願い申し上げます。

○議長（三浦秀雄君） 次に、13番伊藤順男君の発言を許します。

【13番（伊藤順男君）登壇】

○13番（伊藤順男君） 請願第3号市道新莊軽井沢線中「下沢内地内」の災害危険防止対策としての道路改良工事についての請願については、委員長報告のとおり不採択とすべきとの立場で討論をいたします。

請願とはについてであります。ただいま佐藤勇議員からもあったところでありますけれども、請願は日本国憲法で規定された国民の権利として地方公共団体の事務、市の場合であれば行政事務であります。これに関する全ての事項に対し要望ができる行為とされているところであります。

これに似た行為として要望書があります。要望書は文字どおり、物事の実現を強く望むことが書かれた書類でありまして前段の請願に際しましては紹介議員が必要で、要望書においては紹介議員が必要ではないことが大きな違いとなっております。

その意味で請願も要望書も同じ要望ですが、請願には紹介議員が必須要件となっており、議会の議決という大変重いことが込められているものであります。

さて、委員会の討論においては、委員長報告にあったように、住民不安を取り除く意味で採択すべき。一方で採択すべきに理解はするものの、市全域でも同じ要望が多いことから全体の調整、現地調査の説明では約3,000万円の建設費を踏まえる必要があるとの観点から不採択とすべきとの討論であったわけでありまして。

私は前段で、請願においては、紹介議員が必要であることから、議会の議決という大変重い意味が込められていると申し述べました。

このたびの災害危険防止対策としての道路改良工事に係る請願については、これまでの経過からその気持ちは十分理解はするものの、由利本荘市全体を見渡したとき、同事例の箇所が数多くあること等を踏まえた場合、議会の議決という行為の乱発にもなりか

ねません。

そこで、請願の意味の重さを鑑みた場合、1つ目として、要望書をもってその目的の達成が難しいとされる事案、2つ目として、地域課題等の解決においては、広域性の観点を踏まえること、3つ目として、議会の議決の重さにおいて、議員個々の視点も大事ですが、会派や地域同僚議員との連携等があるべきことなどが、大事な請願要素と考えるところであります。

前述で申し上げたこと等により、下沢内地内の災害危険防止対策としての道路改良工事に係る請願については、委員長報告にあったように道路改良工事には理解はするものの、請願の重さを鑑みて、委員長報告のとおり不採択の立場からの討論といたします。

なお佐藤議員からはこれまでのことに対して議会の二元代表制あるいは議会の機能強化というような発言もあったわけでありましたが、個々の判断ですべきことではないというような観点から請願の趣旨につきましては、不採択の立場からの討論といたします。

なお、当局においては、請願の趣旨には御理解をいただきたいものと考えております。

以上であります。

○議長（三浦秀雄君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

繰り返します。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（三浦秀雄君） 着席をお願いします。起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第29、陳情第7号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第7号は、採択することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第30、陳情第8号新型コロナ対策を強化し安心して介護を継

続できるようにするために介護施策の改善を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第31、陳情第9号新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第32、陳情第11号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第33、継続審査中の陳情第2号公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入する条例制定に反対する意見書提出についての陳情についてを議題いたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第34、第三セクターに係る調査特別委員会報告を議題といたします。

第三セクターに係る調査特別委員会の審査経過と結果について、委員長より報告を求めます。14番長沼久利君。

【第三セクターに係る調査特別委員長（長沼久利君）登壇】

○第三セクターに係る調査特別委員長（長沼久利君） 第三セクターに係る調査特別委員会の調査活動とその結果について御報告申し上げます。

第三セクターに係る調査特別委員会は、本年6月30日の臨時議会において設置され、第三セクターの自主性を最大限引き出すをテーマに、前期調査活動に係る調査結果については、9月18日の市議会定例議会で中間報告したところであります。

その概要は、少子高齢化等による人口減少が進む現在、本市の第三セクターが担っている各温泉施設、レストラン、宴会事業等は総じて市域内消費型の事業形態であることから長期間にわたり縮小傾向にあり、この傾向を改善するには、市域外からの交流人口の増加が望まれますが、全ての第三セクターを支えるだけの交流人口を増加させる環境にはなく、この傾向は今後さらに強まることが想定されること。また、こうした経済や社会全般の傾向に鑑み、多様な行政目的を効果的かつ効率的に達成するという第三セクター設置の趣旨を考察した場合、これまでと同様の事業継続は困難であることから、市においては真に必要とされる事業についてスピード感を持って精査し経営基盤の強化に努めること等を、本市第三セクターに係る全般の提言として行い、具体的には地方自治法の規定により議会に経営状況を報告すべき第三セクターのうち株式会社岩城、株式会社大内町交流センター、株式会社黄桜の里、株式会社フォレスト鳥海の4社を前期の調査対象とし、（1）第三セクターに係る設置条例の見直し、（2）指定管理料の見える

化につながるガイドラインの制定、（３）第三セクターへの支援体制に係る行政組織のワンストップ化、（４）委託業務の見直し、（５）各第三セクターの取締役会の充実と人材育成等について、当委員会の考えを述べました。

引き続き、後期の当特別委員会の審査においては、前期における調査活動を基本に、株式会社ほっといん鳥海、株式会社鳥海高原ユースパーク、にしめ物産株式会社の３社を対象としました。

また、これら３社の経営報告書等においては、経営の厳しい第三セクター各社の中にあっても健全経営が図られている会社もあり、黒字経営の手法等についても調査の視点に加え審査することとしました。

なお、前期における調査活動としての中間報告は既に終えていることから、このたびは後期の調査活動に係る報告、併せて、第三セクターの自主性を最大限引き出すをテーマに掲げた当特別委員会の活動全般に係る最終報告を行うものであります。

初めに、後期審査対象第三セクター３社についての提言であります。

（１）株式会社ほっといん鳥海について、ほっといん鳥海は、平成16年２月に旧鳥海町が資本金3,000万円で設立、市の出資が1,650万円で18年目を迎える第三セクターです。令和元年の指定管理料は639万円余りで、主な施設は、直売所であるほっといん鳥海と農産物加工所、そば処ももやが入るそば等加工提供施設、生産物直売所である菜らんどとなっています。

第17期経営報告書においては、3,000万円の資本金に対し利益剰余金が992万円ほどの黒字経営で、主な収入源は直売所菜らんどと、ほっといん鳥海の販売額約1億1,500万円に係る10%の販売手数料及び飲食部門のレストラン、そば処ももやの売上げの計3,024万円であります。黒字経営の要因としては、山の幸、地元農産品等を加工し付加価値を高めることに特化した販売戦略、いわゆる6次産業化が功を奏しており、また会社が主導したキノコまつりやりんごまつり等のイベント開催により、生産者と地域の連携、併せて地域の活性化にも積極的に寄与しています。

本地域の特徴として、冬季間における野菜等の出荷量の減少、またそれと同時に販売所等に足を運ぶお客が極端に少なくなること、そのことに起因し、通年雇用等による人材育成に課題があり経営の弱点となっています。

こうした状況はあるものの、公益性等の趣旨を超え民間企業と同種の経営形態であることから、民間でできるものは民間の原則に従い、自立経営や指定管理に係る施設の譲渡等によりさらなる活性化を図ることを基本的考え方として検討すること。

（２）株式会社鳥海高原ユースパークについて。

株式会社鳥海高原ユースパークは、旧矢島町が平成４年に資本金6,000万円で設立、市の出資が5,025万円で29年目を迎える第三セクターです。令和元年の指定管理料は1,324万円余りで、花立クリーンハイツ、コテージ22棟、花立体育館の３施設で662万円、ミルジー工場が509万円、ジャージーハウスカフェが152万円となっています。

第28期経営報告書によると513万円余りの資本金割れ、いわゆる資本金の6,000万円を使い果たし、なおかつ513万円の赤字状態にあります。また、令和元年度の貸借対照表によると、流動資産において製品、貯蔵品の在庫は一定程度あるものの、流動負債の比率から推察すると厳しい資金繰り状況がうかがえます。

市条例における花立クリーンハイツの主たる目的は、恵まれた自然環境を利用した、市民のレクリエーションなどの余暇の活動の増進に資するとあります。この条例の趣旨に照らして当地域を俯瞰すると、観光資源に係る交流人口等による地域の活性化及びジャージー牛導入に関連した畜産業とその成果品として品質の高い乳製品販売がその達成手段と思われませんが、観光資源に係ることについては、市が当地域の観光に係る基本政策が時代に即した事業等の観点にマッチしているかを総合的に自ら考察することが重要であり、体育館、グラウンドについては選択と集中の観点から検討を行うこと。

また、指定管理者には、いかに市の観光施策を理解し経営管理を担うかが求められますが、管理業務が多岐にわたることで管理の馴れ合いの感があり、委託業務を含め指定管理の在り方を検討すること。

ジャージー牛に係る事業については、牛乳販売の一部がホルスタインと同等の価格で出荷されるなど、ジャージー牛乳の価値が生かされていない状況にあります。高齢化による健康志向や少量多品種嗜好の今日において、付加価値を高めることできらりと光るものは売れるという市場原理に照らせば、生産量に見合った販売努力に欠けていると言わざるを得ない状況にあることから、最大株主として経営の在り方について検討を行うこと。

また、観光事業は、夏場の天候や冬期間の自然環境に左右される傾向にあり、厳しい経営に一定の理解はするものの、ジャージー牛に係る事業等については公益性等の趣旨を超え民間企業と同種の経営形態であることから、民間でできるものは民間の原則に従い、自立経営や指定管理に係る施設の譲渡等によりさらなる活性化を図ることを基本的考え方として検討を行うこと。

(3) にしめ物産株式会社について。

にしめ物産株式会社は、旧西目町が平成7年に資本金3,000万円で設立、市の出資が1,000万円で26年目を迎える第三セクターです。指定管理料は306万円余りで、主な施設は、地域特産品の販売等により地域の振興を担うことを主たる目的とし、道の駅にしめに設置された西目ふるさと資源活用センターとなっています。

第25期経営報告書においては、3,000万円の資本金に対し利益剰余金が2,139万円余り、当期純資産は5,139万円余りとなっており、本市第三セクターの優等生的経営状況がうかがえます。

その要因としては、日本海沿岸東北自動車道の開通、道の駅象潟の開設等による交流人口減少のピンチをチャンスに変えるため、各種イベントの開催や地域人材の発掘を視野に、各種芸能等の発表機会をつくることで、にぎわいの創出、高齢農業者の生産活動を支援するなどの生きがいの創出、直販施設を会社自己資金で増設し出荷環境の整備を実行したほか、出荷する農業者等の範囲を市全域に広げるなど、経営者が自らの経営理念を持って地域産業の振興に努め、その対価として販売手数料を確保しながら地域振興にも寄与することで黒字を出しています。

なお、経営における不安要素としては、入居テナントの多くが同一の経営体であり、テナント収入が656万円あることから、経営環境の変化に目配りしながら、これまで以上に柔軟な対応の検討が必要と考えます。

経営内容については、設置条例の趣旨を逸脱するものではないものの公益性等の趣旨

に照らし合わせると、民間企業と同種の経営形態であり民間でできるものは民間の原則に従い、自立経営や指定管理に係る施設の譲渡等によるさらなる活性化を図ることを基本的考え方として検討すること。

次に、第三セクター7社の調査結果であります。

当特別委員会の審査におけるテーマは第三セクターの自主性を最大限引き出すとしました。その趣旨は、第三セクターは行政の目的である住民の暮らしを支える事業等を効果的かつ効率的に達成するために、合併前の旧町が行政主導で設立した法人であること、また、その設立に当たっては雇用対策や地域経済の活性化に少なからず寄与してきたことなどを踏まえ、また出資者への配慮の観点なども含めながら、第三セクターの自主性を引き出すことで活性化を図るとしたものであります。そのための方策について、次のとおり報告及び提言を行います。

調査対象7社における経営状況の傾向について資本金が5,000万円から1億円、市の出資比率が55.8%以上の法人、また、指定管理料の多い第三セクターが厳しい経営状況となっていることがうかがえます。その要因としては、次の5点が掲げられます。

①長期間にわたる累積赤字の解消を資本金に依存した経営がされてきたこと。

②第三セクターの経営者を副市長が務めるなど経営責任の所在が明確でなく長期間にわたり経営全般に緊張感が不足したこと。

③市は最大株主として、第三セクターに係る経営改善を目的とし、平成23年に公共性と経済性を併せ持つ第三セクター各社の経営課題等を詳細に調査検討はしたものの、その課題等の克服に有効な手だてを行わず今日に至ったこと。特に株式会社岩城の赤字要因としては、7年前、天鷲ワインを存続会社に、苦し紛れの3社合併を進めた結果、さらなる経営悪化につながったこと。

④少子高齢化・人口減少の観点からは、各施設建設時と現況における交流人口の減少、併せてスケールメリットの縮小により年々厳しくなっている経済環境への対応が遅れたこと。

⑤第三セクター設立時の施設運営委託費用が、指定管理制度へ移行した現在も同額の指定管理料となっているなど、指定管理料の見える化が一部なされないまま今日に至ったことで、経営に係る緊張感に欠ける結果になったこと。

なお、こうした第三セクターの経営の責任は、一義的には株式会社、いわゆる法人の取締役会の決定が基本であることから、これまで議会は市が支払う指定管理料等の予算・決算審査と、市から報告された経営状況を参考に意見や要望を述べるのみで、経営の詳細については市の改善計画を基本的に容認してきました。このことは、議会のチェック機能も不足していたと言わざるを得ないものであります。

さて、資本金が3,000万円以下、市の出資比率が55%以下で、指定管理料300万円から600万円台と少ない第三セクターが黒字経営となっています。その要因としては、次の4点が挙げられます。

①経営者が常勤し地域との連携と活性化に寄与するなど、地域を巻き込んだ経営であること。

②第三セクター設置条例との整合性等においては、地域で生産した製品の加工販売に特化、いわゆる6次産業化などにより収益を確保することで条例に沿った経営であるこ

と。

③経営体の主要事業に温泉施設・レストラン・観光等が含まれていない経営体であること。

④資本金や指定管理料等が少ないことが、スリムで身の丈に合った手堅い経営を実践していること。

以上の報告に係る提言としては、前期で報告いたしました、（１）第三セクターに係る設置条例の見直し、（２）指定管理料の見える化につながるガイドラインの制定、（３）第三セクターの支援体制に係る行政組織のワンストップ化、（４）委託業務の見直し、（５）各第三セクターの取締役会の充実と人材育成等、これらに続き、後期分に係る提言を次のとおり報告いたします。

（６）各第三セクターに共通して、冬期間の経営に課題があり、この期間における経常経費等経営戦略について、第三セクターの自主性を引き出す観点からの、ソフト・ハード含めた支援を検討すること。

（７）温泉施設、レストラン、宿泊と観光施設、製造業等を経営している第三セクターの経営が厳しいことが共通して認められ、指定管理料本来の趣旨を超えてレストラン事業等の赤字や他の事業の人件費へ補填するケースが見受けられることから、前述の事業を精査し検討すること。

（８）少子高齢化による交流人口減少に鑑み、各地域の温泉施設の利用客の実態を調査し、温泉施設の規模や在り方について、市直営の温泉施設を含め検討すること。

（９）観光施設について、地域観光は、その地域の代表的な景観や、そこに住んでいる人々の暮らしや文化に光を当てて見るということであり、また交流人口等を増やすことでにぎわいの創出効果が期待できます。しかし、観光を含め交流人口創出を目的にした施設ほど冬期間の経営が厳しい状況にあり、季節ごとの第三セクターの経営については、その意義に沿って、当該地域の観光資源を洗い出すことによりポイントを絞ることが重要です。

現在、少子化と人口減少、さらには高齢化の影響を考慮せざるを得ない社会経済環境下にあり、市の観光や交流人口の在り方においては選択と集中の観点から第三セクターに係る事業、観光や交流に係る経営を精査し経営活性策を検討すること。あわせて、市の観光に係る基本政策と実施計画等においては、所管と総合支所、現場の連携不足の感があるため、支援体制と同様にワンストップ化による縦割り解消を検討すること。

（１０）地域特産品の加工や販売を基本にした第三セクターが黒字経営となっていることを踏まえ、経営者の経営理念と地域連携を視野に入れ、身の丈に合った第三セクターの在り方を検討すること。

以上が、当特別委員会の調査活動の概要であります。

少子高齢化等の進展や地域経済環境の変化、いまだ終息の気配が見えないコロナ禍の地域経済への影響、また市の財政事情を鑑みた場合、第三セクターの経営悪化は納税者である市民の負担を増やすことになり、市の行政目的である住民の暮らしを支える事業等を効果的かつ効率的に達成するという第三セクター設立の趣旨に反することになります。

そのため当特別委員会の審査においては、行政の守備範囲の見直しとスクラップ・

アンド・ビルド、いわゆる全てを守ることは全てを失うことにつながり兼ねないとの視点と、黒字の第三セクターについてはなぜ黒字経営なのかの視点を加え調査活動をし、当特別委員会のテーマである第三セクターの自主性を最大限引き出すを補完し、調査活動の基本的考え方としたものであります。

当局においては、当特別委員会の前期及び後期の提言について、早急に検討し、実施できることからスピード感を持って政策、予算へ反映して、第三セクターに対する市民の信頼回復に努めるよう要望するものであります。

本提言が、より市民の福祉向上に寄与することを願うとともに、当特別委員会の調査に御協力いただいた関係各位に厚く御礼を申し上げ報告といたします。

以上です。

- 議長（三浦秀雄君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、第三セクターに係る調査特別委員会報告を終結いたします。

この際、議決結果に基づく案件等追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

なお、本会議は午後 1 時 4 0 分より再開いたします。

午後 0 時 3 5 分 休 憩

午後 1 時 4 0 分 再 開

- 議長（三浦秀雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【21番（湊貴信君）退席】

- 議長（三浦秀雄君） ここで御報告いたします。

21番湊貴信君より、議員の辞職願が提出されております。休憩中に議会運営委員会を開催し、議員の辞職許可並びに先ほど採択されました陳情第7号に係る委員会発案第5号及び陳情第9号に係る委員会発案第6号の3件を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員の辞職許可並びにお手元に配付いたしております委員会発案第5号及び委員会発案第6号の3件を日程に追加することに決定いたしました。

-
- 議長（三浦秀雄君） 日程第35、議員の辞職許可を議題といたします。

お諮りいたします。21番湊貴信君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、21番湊貴信君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。
-

○議長（三浦秀雄君） 日程第36、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第5号及び委員会発案第6号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第5号及び委員会発案第6号の2件は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第5号及び委員会発案第6号の2件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号及び委員会発案第6号の2件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第37、委員会発案第5号国民の命と健康を守るため安全・安心の医療・介護の実現を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦秀雄君） 日程第38、委員会発案第6号新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすることを国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第6号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（三浦秀雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（三浦秀雄君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表

しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

なお、本日議員辞職されました湊貴信氏におかれましては、平成21年11月市議会議員となられ、この間、議会報編集特別委員会、教育民生常任委員会、総務常任委員会の各委員長の要職に就かれるなど3期11年間にわたり市議会と市政発展に御貢献いただきました。本席から深甚なる敬意と感謝を申し上げます。今後におかれましても、健康に留意されますますの御活躍を御祈念申し上げます。

これをもちまして、令和2年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時46分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 三 浦 秀 雄

議 員 高 橋 信 雄

議 員 渡 部 聖 一